

派遣法改正案についての比較

	特徴	影響・効果	影響を受ける派遣労働者 (見込み)
民主党案	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約が2ヵ月以下の労働者派遣禁止 違法派遣なら派遣先が直接雇用する「直接雇用のみなし規定」の創設 派遣労働者と派遣先社員の均等待遇原則 いわゆるマージン率の情報公開 派遣先責任の強化 専ら派遣の制限 罰則の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣を真正面から認め、派遣労働者を法的に保護 別途、契約終了後の生活が一定期間安定し、再就職の選択肢が増えるよう生活支援を含め、セーフティネットを強化 	22万人
民主党案 +製造業派遣禁止 +登録型派遣制限	<ul style="list-style-type: none"> 同上 専門業務を除き製造業派遣を禁止 一般労働者派遣事業について、26 専門業務以外は常用雇用のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 専門業務以外の製造業の派遣労働者は派遣先が直接雇用するか、請負会社が雇用。 偽装請負の場合は発注会社が「直接雇用のみなし規定」で直接雇用することに 不安定な「登録型」雇用がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門業務以外製造業派遣労働者 23万人 常用雇用以外の労働者 43万人 =66万人
社民党案	<ul style="list-style-type: none"> 登録型派遣＝有期労働者の派遣禁止(専門業務は可)。常用雇用＝無期雇用に限定 派遣労働者の均等・均衡等の配慮 いわゆるマージン率の法的規制 労働契約の解除の制限 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣業は成り立たず、労働者派遣を活用した雇用調整は事実上できなくなる。 派遣労働者のみ有期雇用が禁止される合理的な理由が説明できない。 	151万人
日弁連所属の 弁護士グループ案	<ul style="list-style-type: none"> 一般労働者派遣事業は専門業務のみ許可 みなし雇用規定の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般労働者派遣事業を営む派遣会社が、別の事業所で特定労働者派遣事業の届出を行い、事業を継続することが予測され、抜け穴が容認される。 	80万人